

令和7年度おおいたこどもまんなか応援キャンペーン広報事業委託業務に関する仕様書

1 委託業務名

おおいたこどもまんなか応援キャンペーン広報委託業務

2 目的

核家族や共働き世帯の増加、地域との関係の希薄化等で、子育てに対する不安感や孤立感を抱える人は少なくない。

大分県では、出会いから結婚・妊娠・出産・育児まで切れ目のない子育て支援に取り組み、それらの取組を大分県子育て支援ポータルサイト「子育てのタネ」（以下、「県ポータルサイト「子育てのタネ」」という。）により発信しているところだが、子育て支援情報の認知度の低さが課題となっている。

子育て家庭が安心して子育てができる環境の実現には、子育て支援情報を各家庭にきめ細やかに届けることに加え、家庭だけでなく地域や社会全体で子育てを応援する県民意識の醸成が不可欠である。

本業務は大分県が妊娠・出産・育児まで切れ目のない子育て支援に取り組んでいることを効果的に発信し、大分県で子どもを産み、育てることに対するイメージの向上及び各事業の認知度向上を図ることにより各種子育て支援サービスの利用につなげることを目的とし、あわせて、地域全体で子育て家庭を応援する機運の醸成につなげるものである。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) SNS広告等に用いる動画制作

SNS広告等に用いるPR動画を下記のとおり企画制作すること。

① 本数

- ・下記②内容に示す15秒～30秒の動画 4種以上
- ・様々な媒体での活用を想定して、それぞれ縦・横動画の2本を制作すること。

② 内容

- ・各市町村で実施されている子育て支援事業「産後ケア事業」「ファミリー・サポート・センター事業」「地域子育て支援拠点事業」「放課後児童クラブ」等の事業イメージが伝わり、それらのサービスの利用につながるような動画とすること。
- ・また、上記事業は地域の方々の支えにより実施されている事業であることが伝わる内容の動画とし、見た人に「様々な人の支えにより子育てを応援されている、支えられている」と安心感を与え、子どもを持ち、育てていくことにポジティブなイメージが持てる内容の動画とすること。

- ・地域での子育てを支える活動（ファミリー・サポート・センター提供会員や放課後児童支援員、こどもの見守り等）への参加の動機付けともなる内容とすること。
- ・動画の視聴後、県ポータルサイト「子育てのタネ」への誘導を図ること。

③ ターゲット層

- ・10代後半から70代前半までを対象とするが、ターゲット別に効果的な広告媒体を選定すること

④ 留意事項

- ・次の内容は委託業務に含むものとする。
 - ア 資料・素材の収集
 - イ 肖像権や著作権について必要な手続き
 - ウ 協力者、撮影地への交渉・許可
 - エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等制作に必要な費用の負担
- ・制作した動画は広告配信後、県のYouTube、Instagramで発信することを想定していることを踏まえ、上記業務を行うこと。
- ・動画の完成までに県による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

企画提案書には、WEB用動画の絵コンテをそれぞれ提出すること。また、制作のイメージやコンセプト、それを実現するための方法について記載すること。

(2) SNS等による広告配信

上記(1)で制作した動画を活用し、SNS広告・Tver広告・ウェブ広告等による広告配信を行うとともに、配信後は効果を検証すること。

① 発信媒体

YouTube、InstagramなどのSNS広告やTver広告、Yahoo!、Googleのディスプレイ広告など、本県の状況を踏まえた効果的な広告媒体を単独または複数を組み合わせて使用すること

② 誘導先

以下のウェブサイトへの誘導を想定

【県子育て支援ポータル「子育てのタネ」】

<https://kosodatenotane.jp/>

③ 発信範囲

大分県内

④ 実施期間

11月（秋のこどもまんなか月間）～3月までの期間とするが、活用媒体や回数、時間帯等は県と検討・協議のうえ、決定すること。

⑤ 効果検証

各媒体のリーチ数、クリック数、いいね数等を踏まえ、情報発信の効果を検証、

分析すること。

企画提案書には、活用する媒体を記載し、それぞれ設定理由や、効果的な拡散手法等を記載すること。また、活用媒体の総本数及び実現可能な媒体別の掲載数（クリック数）を記載すること。なお、活用媒体の選定や振り分け等の考え方も記載すること。

5 成果物及び著作権等

（１）業務完了後、速やかに下記を納品すること。

- ① 制作した全ての動画を MP4 形式で記録した電子媒体（DVD を原則とする。） 1 部
- ② 制作した全ての動画を DVD プレイヤーで再生可能な形式で記録した DVD 1 部
- ③ 業務実績報告書（情報発信の概要、実績、効果検証結果を盛り込むこと）

（２）本業務により作成し、県に提出した成果物の所有権及び著作権は県に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

（３）受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

6 その他

（１）事業の実施に当たっては、県と十分に協議のうえ実施するものとする。

（２）本業務の履行により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（３）当該業務の実施において不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任においてこれを解決すること。

（４）成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

（５）委託業務に係る成果物に関する権利は県に帰属するものとする。

（６）この仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。